

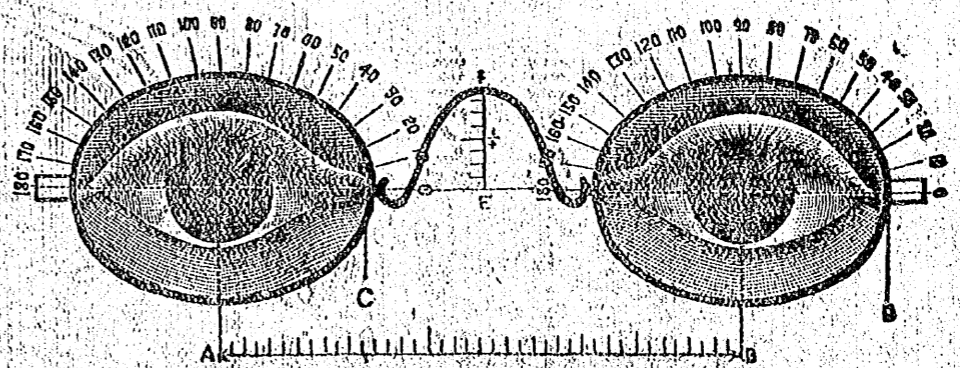
Title	太田氏の批評に答ふ
Sub Title	
Author	三邊, 金蔵
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1919
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.13, No.3 (1919. 3) ,p.383(107)- 390(114)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0107">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19190301-0107</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

(む 望を記附御旨る依に告廣誌雜會學田三は節の文法御へ主告廣)

製調方處科眼各



前院病山松り通田三芝

店鏡眼元秋

番九〇四二芝話電

フチナシ眼鏡

メニスカレンズ

當會社ハ株主ナルモノナシ會社ハ保  
險契約者ノ共有ニシテ會社ノ利益ハ  
保險契約者ニ配當ス

東京市京橋區桶町十八番地

千代田生命相互會社

電話京橋 三三番三三番二二五六番

社 長 門野幾之進

專務取締役 北川禮弼

取締役 松原重榮

取締役 伊藤欽亮

取締役 濱田長策

取締役 堀井卯之助

監查役 岩本述太郎

監查役 麻生義一郎

雜 録

太田氏の批評に答ふ

三 邊 金 藏

(一)

余輩の「年金法に依る減價消却を論ず」なる一  
論ばかり世に哀れなるものはあらず、曩には池  
田氏に其右頬を打たれ、今は復た太田氏に其左  
頬を打たるよとは雑誌「會計」十二月號に於ける  
太田氏の「減價消却法殊に年金法に就て」なる論  
文を讀み了りて私かに發せるところの嘆息なり  
とす。然れども論難攻撃は我等讀書生間に於け  
る日常の行事にして學に進む一過程に外ならざ  
れば、打ちたりとて必しも怨まる可き筋合のも  
のにあらず、打たれたりとて必しも嗟嘆す可き

理由ある可からず、要は事の道理を得るに在り  
と謂ふ可きか、然らば徒らに籠居して嘆息を重  
ねんよりは出で、太田氏の前に事理を争ふに如  
かずと謂ふ可し。即ち以下試みに之を敢てする  
所以なりとす。

(二)

閑話休題、太田氏が余輩の説に加へられたる  
第一の批評は、同氏の言を其儘此處に借用し來  
れば實に左の如くなりとす。  
「三邊氏嘗つて年金法による場合を同じく此  
種のもの(地上權の如き所謂 Lease hold に投  
せられたる額)に限り、原價を以て將來一定せ  
る貸借權を得る豫納額と做し、利子を以て此  
豫納額に對するのものと主張せり。此は大體  
Lease の所論と同一根據に立つものなる可し  
之れ誠に其言の如し。然れ共尙は疑問を挟む  
可き餘地あり。

即ち何が故に豫納額として認むるものが地上権買収の如き狹隘なるものに限るやの點なり。何故に一般の固定資産の消却に對して之を肯定し得ざるやの點なりとす。總ての固定資産は其用役を得んが爲めに投資せられしものにして、其の經費は三邊氏の所謂豫納額たる事は同一なり。一を可として他を不可となす所以を知る能はず。

然れども余輩を以て之を見れば、太田氏の此批評は、氏自身の説を進むる其途上に、偶ま余輩の説の一半を提げ來り、之に向つて批評の冷雨を沃がれたるものに外ならずして、未だ事の道理を盡されたるものにあらずと謂ひ得る餘地あるに似たり。今其理由を述ぶるに先ちて太田氏の批評の的となれる卑説の要點を引き來りて彼此對照の便に供せんならば、其は次の如くなりとす。

廣く一般の場合に適用す可きものにあらざるや論なし云々

乃ち此卑説をとりて太田氏の彼の批評と比較するに太田氏は余輩が卑説の冒頭に例示せるが如き場合に就て豫納金額と言へるを、總ての固定資産は其用役を得んが爲に投資せられしものにして、其經費は三邊氏の所謂豫納額たる事は同一なり」との理由の下に、巧みに乍併著しく擴充し一般化して然る後に其より生ずる結論が余輩の結論と當然相異なるを見て直ちに「何が故に豫納額として認むるものが地上権買収の如き狹隘なるものに限るや云々、一を可として他を不可となす所以を知る能はず」と論じ去られたるものに外ならざるを見るなり。故に問題は結局豫納額なる名辭を太田氏の如く廣く解す可きや若くは余輩の如く狹く解す可きやと云ふに歸着す。借問す何れが正當にして何れが失當なるや。

「素と此方法の趣旨とする所は、一定數の會計期間に亘り每期一定金額の支拂に換えて、或資産物件の使用權又は所有權を享受する契的なるとき其毎期の支拂金額を一定利率にて現在價格に換算し、一時に之を豫納したる場合に於て、此使用權又は所有權の減價消却をなさんとすれば、各の期間に支拂ふ可き金額を以て其各の期間の減價消却額となすを當然とすると共に、他方に於ては豫納に依りて收得したる利益は各の期間の始めに於て當該資産勘定口座の借方に存在する豫納金額に對する利子収益として各期間に配當計算するを當然とすといふにあるなり」。

\* \* \* \* \*  
「却說年金法に依る減價消却法の趣旨既に斯くの如しとすれば、此方法適用の範圍は亦た自ら其趣旨の適合す可き場合のみに限り、

世間日常の用語例は、此に問に對し必ずや直ちに余輩に黨して其は汝の説く所に道理ありと答へん也とは余輩の私かに固く信ずる所なり。蓋し世間の實際に於て豫納と謂ふは、一定期限の到來と共に或物を納入す可き現實の契約(債務)存する場合に、相手方の承諾を得て其期限到來に豫め其物を納入するを指し稱するものに外ならずして、太田氏の説かるゝが如き場合は決して之を豫納と謂はざるを常とすればなり。然り然らば、世間日常の用語例は何故彼を豫納と謂ひて此を豫納と謂はざるや。其理由果して如何とは或は太田氏の問はるゝ所なる可くして余輩の早晚必らず答へざるを得ざるものならん哉。然らば今筆の序でに之が解答を豫納し置くに如かずとして、試みに之を辨せんに、豫納の意義を太田氏の解せらるゝが如く解す可きものなりとせんか、其は、先づ用役を享受して然

る後に其對價を支出する場合を除外せる、爾餘一切の取引を殆んど網羅するものなりと謂ひ得可けんなり。何となれば是等の場合に於ては、先づ對價を納入して物を受け然る後に之を供用して其用役を得るものなれば對價の納入は前に來り用役の享受は後に來る、而して此事たるや其物が固定資産たる與其他の資産たるに依り、若くは資本財産たると享樂財産たるに依りて其關係を異にせざるが故に、太田氏の論理に追隨して之を云へば、是等の場合に於て對價を納入して物を受くるは、即ち其用役を得んが爲めに投資するものにして、對價を納入するは即ち之を豫納するものに外ならざればなり。而して然るときは余輩が曩きに日常の用語例に於て豫納と云ふは斯る事實を指稱するものなりとして舉示せる彼の事實は、豫納なる名辭に依りて指示せらるゝ他の幾多の事實中に介在して僅

に其一角を持するに過ぎざる次第となれども、併し事實は飽くまでも事實にして、其性質は之を呼稱する名辭の意義の擴充縮小に依りて變更せらるゝものにあらざるが故に、余輩の擧げた彼の事實は、豫納の字義を斯くの如く擴充したる後に於ても、依然一個の事實として其性質を持續す可し。従つて彼の事實を他の事實より區別して呼ぶの必要は、豫納なる字義を擴充したる後に於ても亦た依然たる可くして、當に其度を減せざるのみか實は却つて其必要の度を増す可し。而して此場合一つを狹義の豫納と名け他を廣義の豫納と稱して以て兩者を區別せんとするは、勿論一個の可能事にして又有力なる解答たるを失はざる可しと雖も、然かも簡明を尙ぶ世間の實際に於ては、斯る紛らはしき區別名稱は一切之を避くるに如かずとなすが故に、而して豫納なる語を斯く廣義に解するは元來彼の

事實に準へて之を然か稱するものに外ならざるが故に、豫納なる語は初より之を彼の場合に限定して使用することゝし、因りて以て單純に現金(又は其他の對價)に依る買入れと呼べば實際に其意義明瞭なる他の場合と區別したるものなる可し。

何れにせよ余輩が豫納金額と謂ふは即ち右の如き意義に従つて之を用ゆるものに外ならずして而して卑説の結論は偶ま之より生ずるものに外ならざること前述の如くなれば、若し太田氏にして、評論の筆を進めらるゝに先ちて、豫め此點に於ける見解の相異を一層十分に究明せられたらんには、其吾人に資益せられたる點は更らに一層大にして、而して卑説に下されたる見解は又自ら別様の趣を呈したるならんとは、余輩の私かに想像する所にして且つ又甚だ遺憾とする所なりとす。

(三)

次に太田氏は其批評の第二矢を余輩が嘗つて *Dictio* 教授の所説に論及して之に加へたる批評に投じて「此れ一計算を反面より觀察せる所にして、計算の難易は内容に關せず」との一言下に之を一蹴し去られたるが、余輩の彼の批評は果して然かく脆弱なるものなる可きや否や。余輩に於ては勿論之を然か信すること能はずと謂ふの外なきなり。蓋し太田氏の此言に對しては余輩は先づ一般的に、夫れ或は然らん乎、然れども同一目的に到達するに難易二道ありとせば必ず先づ其易きに就きて其難きを避くるは是れ人情自然の趨勢にして吾人の歩む常道にあらずや。然らば今其故らに易きを捨て、難きを取る者あるを見て、是は之れ偶ま其趣旨目的の同じからざるを暗示するものに外ならざる可しと推定するも、一應は又自然の道理にあらずや。而し

て此場合此推定を打破して其誤謬なるを告ぐるものは「計算の難易は内容に關せず」と云ふが如き一掃的斷定にあらずして、其趣旨目的が必ず同一にして決して他に存在することなきを立證する其立證にあらずや。従つて自ら未だ此立證に成功せざる其反對に其趣旨目的が他に存することなきを指摘せられたるときは、其終局の結果が偶々同一なりと云ふを單なる理由として強辨以て是に抗議す可からざるにあらずやと反問し得る餘地あるを見ればなり。

而して若し太田氏にして、余輩の私かに期待するが如く、凡て是等の點を肯定せられんか余輩は既に太田氏の批評に應答し得たるものに庶しと謂ひ得可きかと信す。何となれば余輩が嘗つて此點に關して説ける所は初めに先づ「此減價消却法に於て當然問題となるは、其斯くの如く各會計年度末に於て該會計年度内の未消却額

に對して附する利子を計算して減價消却の割當額を定むる其一方に於て又た直ちに之を利子勘定に移して収益の一部に加ふるは何故なりや、其理由に外ならず云々」として問題の中心が何處に存するやを明かにし、次にDiceo教授が年金法に依る減價消却に於て「斯く遞増する額を収益に課するを正當とする理由は、減價消却割當額は依然事業内に止まりて當該企業の運轉資本を増加する點にあり云々」と説くを引用し、凡そ如斯は年金法の趣旨果して何處に在りやと問ひて、其解説を要求せるに對し、單に其結果を取り出で是に就きて徒らに説明を試むるものに外ならざれば、問題と解答とは互に其焦點を異にす従つて其説明は終に説明たることを得ずと謂はざる可からずとの見地に基きて「此説は應に其當を得たるが如くなれども、然かも其は單に教授が此方法に於て年々の實際減價消却額

が遞次増加する事實にのみ着眼したる其着眼の範圍内に於てのみ然るに止り、此減價消却法の中心問題とは全く相關はるところなきなり」と批評し、更らに之を證せんが爲に側面より立言して「若し假りに此減價消却法の中心問題が他に存することなく、従つてDiceo教授の所言にて其説明は十分に茲に盡きたりとせば、教授の説明に必要な限りの數字は例へば次の如き甚だ簡單明瞭なる算法に依りて容易に之を求め得可し」として直接消却資金積立に關する公式(太田氏の命名を借る)を掲げ、直ちに語を繼ぎて、「此算法に依れば、既述の如き複雑なる算法(即ち年金法の公式)に依りて先づ表面上の減價消却割當額を求め然る後に年々の未消却額に對する利子を利子勘定に貸記するとに依りて、實際の割當額を求め出すが如き迂濶なる手段に依るの必要なし」……然るに此簡單明瞭なる算法

を捨て故らに彼の如き複雑なる算法を探り迂濶なる手續を用ゆるは何の故ぞ」と發問し、斯くて私かに計算の難易と手續の繁簡とは、趣旨目的の相違を暗示するものに外ならざる可しと推定するよりして、再び是は之れ「Diceo教授が説明の焦點とするところと此減價消却法の中心とが互に相涉るところなきが故耳」と斷定して以て此處に自らの批評を卒はると共に、他の一方に於ては更らに余輩が私解して以て此減價消却法の趣旨と爲す所を提出し來りて前述の如く「素と此方法の趣旨とする所は云々」と説きたるものなればなり。

然れば余輩は此點に關しても亦た、若し太田氏にして「計算の難易は内容に關せず」と云ふは常に必しも眞ならず、従つて其果して然るや否やは個々の場合に就きて精査決定す可き性質ものなるに注意せられたらんには、必らずや別個

の批評を下されたるなる可しと想像せざるを得ずと謂はざる可からざるなり。

遮莫凡そ是等の諸點に關して斯くも太田氏の諒解を得る能はずして了りたる其原因は、或は余輩の説く所、意徒らに長くして言葉極めて短く、謂はゞ跛行して進むの狀あるが故に、容易に人の正解を得難くして却つて其誤解を買ひ易きに職由すと謂ひ得可き哉。然らば則ち太田氏の眼より塵をとらせよと云ふの權利余輩にあることなく、却つて先づ自己の眼底より梁を除き去るの責務ありと謂はざる可からずして、全體の責任は再び自己の頭上に墜ち掛らんとするを見る次第なるが、今や敍上の説明に依りて略ぼ余輩の意の存する所を明かにし得たれば、此責任は又幸にして之を果たすを得たりと謂ふを得可き哉。乃ち敢て之を録して再び太田氏の恕察を得んと欲する所なりとす。

きことは現時益々我國の實業家及び政事家のみならず、一般有識者の注意を惹きつゝある重大問題であるが、此等の經濟並に社會問題に對しては我國の事情のみを研究したのでは、満足なる解答を與ふること不可能である。開戦後一年を経たる大正四年の夏期より休戦條約の締結せられたる昨年の秋期に至る三ヶ年間に於ける我企業界の未曾有の好景氣は歐米交戦國の財政經濟の直接的又は間接的影響として現出したるものであるが故に、今後に於ける我經濟界の狀態も主として歐米各國に於ける戦後の活動如何に依りて定まる可きは喋々するの要なしと云はざるを得ない。殊に、平和克復後に於ける米國の經濟事情が我國の經濟界に對して深甚の影響を與へずんば止まざる可きは何等疑を挾む餘地がないと思はれる。

然らば、歐米諸國に於ける今後の經濟的活動

### 平和克復と歐米經濟界(上)

高城 仙次郎

歐洲大戰亂勃發後に於て、二倍以上に暴騰した我國の物價は、近き將來に於て、低落するの見込があるや、若し媾和談判の進行するに連れて、貨物並に有價證券の市價が暴落するが如きことあらば、我國の經濟界が激烈なる恐慌に襲はるゝ如きことはあるまいか、過去二三ヶ年間に我國の經驗したる巨額の輸出超過は一變して輸入超過と爲り、正貨の流出を誘致するの虞れが全然なしと看做し得るか、經濟界の不景氣は多數の失業者を出だし、勞働者階級間に於て思想の動搖を醸し、ボルシェイズム類似の主義が下層社會を風靡するに至る憂があるまいかと云ふが如

は消極的であらうか、將た又積極的であらうか、戦後復舊事業は我國の製造業、海運業、貨物の輸出等に對して如何なる打撃を與へるであらうか、或は又、却つて刺戟を與ふるであらうか。此等の問題に就きては、筆者は自身二三の卑説を有しては居るが、其の開陳は他の機會に之を譲り、本篇に於ては、米國の一經濟學者が、戦後の世界經濟に關して起稿したる一論文の大意を左に紹介して、讀者諸氏の參考に供しやうと思ふ。此論文は題して『物價が低落したる時は』(When Prices Drop)と云ひ、紐育市の國民商業銀行(National Bank of Commerce in New York)が單行本として發行したものである。執筆者はアンダーソン(B. M. Anderson, Jr)と云へる人にて千九百十七年中にフィッシャー教授の新貨幣數量説を駁撃することをば其の主なる目的とせる『貨幣の價值』(The Value of Money)と題する一